

	ウエラ社グローバルポリシーおよび手続	1/9ページ
	<b>ビジネスパートナー行動規範</b>	

作成者:	最高コンプライアンス責任者 Tim Langton	2020年11月
承認者:	最高法務責任者 Herminie Simonetta	2020年11月
発効日:	2020年12月1日	

ウエラ社は、合法的で倫理的なビジネス慣行の実施に取り組んでいおり。また、国連グローバル・コンパクトの署名企業として、弊社は、人権および労働者の権利を擁護し、環境を保護し、腐敗を防止することに取り組んでいます。弊社は、これらの取り組みを共有するパートナーと取引することを望んでいます。

この「ビジネスパートナー行動規範」(「本行動規範」)は、ウエラ社のために、またはそれに代わり行われる、すべてのビジネス活動で守られるべき基準を規定しています。この行動規範は、サプライヤー、請負業者、販売代理店、代理業者、仲介業者、弁護士、コンサルタント(以下、「パートナー」)、およびそれらの従業員または下請業者を含む、ウエラ社のすべてのビジネスパートナーに適用されます。この行動規範は、ウエラ社とパートナーとのあらゆる契約を補完するものです。

ウエラ社は、本行動規範ならびに適用される法令および規制の要件すべてを遵守するパートナーとのみ取引を行います。倫理および法令遵守の慣行に注力するパートナーを選定することができるように、ウエラ社は、そのパートナーに、サービス開始以前、および／または事業提携のさまざまな段階で、デューデリジェンスもしくは類似の手続に参加するよう求めることがあります。さらに、ウエラ社は法令遵守を評価するための監査を実施する権利を留保します。

パートナーは、その従業員および下請け業者が、本行動規範に従いそれらの活動を遂行するよう徹底するため、あらゆる合理的な措置を取る責任を負います。これには、ポリシー、トレーニング、業務統制、監視と懲戒処分の実施が含まれます。パートナーは、法律や本行動規範への違反または違反の疑いを、ウエラ社に知らせなければならず、また、ウエラ社倫理および法令遵守ホットラインを利用して通知できます。

ウェブサイト: [hotline.wella.com](https://hotline.wella.com)

電話: 英国: 0-808 189-1053 | 米国: 800 461 9330。その他の各地の電話番号は、ウェブリンクで見ることができます。

本行動規範または適用のある法令の違反は、該当する契約の重大な違反とみなされます。

ウエラ社は、本行動規範を改正することがあり、その最新版を、ウエラ社サプライヤーポータル (<https://supplier.coty.com/wella-company>) に掲載します。

## 1. 人権および労働者の権利

ウエラ社は、国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」を支持します。ウエラ社は、人身売買、奴隷制度、強制および児童労働を容認しません。さらに、ウエラ社は、平等かつ尊厳と尊敬の念をもって人々を取り扱うよう努めます。

	ウエラ社グローバルポリシーおよび手続	2/9ページ
	<b>ビジネスパートナー行動規範</b>	

## 1.1 差別

パートナーは、不法な差別やハラスメントのない、プロ意識の高い職場を提供しなくてはなりません。採用、昇進、福利厚生、トレーニングの機会、解雇、退職などの雇用関係の意思決定は、関連する客観的な基準のみに基づかなければなりません。

## 1.2 児童労働

パートナーは、児童労働を使うことも、それによる利益を得ることも許されません。児童労働は搾取であり、児童が教育を受けるのを妨げ、またその肉体的、精神的、道徳的な福祉を危うくします。常勤の雇用が許される最低年齢は、適用のある法令またはILOの勧告に規定される年齢より高くなくてはなりません。ILOの勧告には、以下の内容が規定されています。

- 児童とは、18歳未満の人と定義される。
- 雇用の最低年齢は、現地の法律で雇用可能な最低年齢、または義務教育を終える年齢とするが、常勤労働の雇用は15歳以上でなければならなし。
- 軽労働、パートタイム労働の雇用は13歳以上とする(ただし、一定の開発途上国ではいくつかの小さな調整がある)。  
パートナーは、児童労働に従事していることが判明した児童に、児童でなくなる年齢に達するまで質の高い教育を受け続けることができるように、移行期間を提供する方針やプログラムを開発、または、参加し、貢献するものとする。
- 児童は夜間、または危険な状態で働かせてはならない。

## 1.3 強制労働、人身売買

パートナーは、債務労働、年季奉公、奴隷労働、非自主的な囚人労働、人身売買を含む、いかなる形態の強制労働にも関与してはならず、またかかる強制労働から利益を得てはいけません。労働者は、拘束なく自由に移動し、交替制時間が終了したときに仕事を離れ、合理的な通知を行って自由に雇用関係を終了することが許容されなくてはなりません。パートナーは、従業員の身分証明書原本またはその他の公的文書の原本を取り上げてはなりません。

パートナーは、いかなる形態の体罰、身体的または精神的虐待、暴力による威嚇、金銭的な手数料や罰金、あるいはその他の虐待、強制、脅迫も行使または容認してはなりません。

## 1.4 ハラスメント

1.3の禁止事項に加えて、パートナーは、いじめ、または精神的、性的、その他の形式のハラスメントを利用または容認してはなりません。

## 1.5 従業員の福利厚生、報酬および臨時労働者

	ウエラ社グローバルポリシーおよび手続	3/9ページ
	<b>ビジネスパートナー行動規範</b>	

パートナーは、賃金、労働時間、時間外労働、福利厚生に関して適用されるすべての法律を遵守するものとします。パートナーは、労働者に対し、適切な休憩時間、各交替制時間の間に十分な休息、7日間に1日の休日を与えなければなりません。パートナーは、1週間に48時間を超える労働を労働者に求めてはいけません。追加の超過時間労働は、自発的でなければならず、週12時間を超える超過時間労働が常態化してはなりません。超過時間労働には、割増報酬を与えるなければなりません。

パートナーは、雇用開始前に、労働者に、賃金と雇用条件に関する情報を書面でわかりやすく提供するほか、賃金と控除額の詳細を記載した文書も交付しなければなりません。控除は、適用のある法令で許されるものに制限しなければなりません。

パートナーは、法律の規定に従って、病気休暇、公休日、休暇、育児休暇などの福利厚生を従業員に与えなくてはなりません。臨時雇用の反復しての契約は、正当な理由がある場合にのみ利用し、従業員の福利厚生を否定する目的であってはなりません。

臨時労働者の雇用については、関連する国内法規を遵守しなければなりません。

## 1.6 結社・集会および団体交渉の自由

パートナーは、適用のある法令に従い、従業員が労働組合を結成し、それに参加し、職場において、組合の代表としての職務を遂行し、団体交渉する従業員の権利を尊重しなくてはなりません。パートナーは、従業員に特定の労働組合に参加するよう影響を及ぼすことも、労働組合に参加しているという理由で従業員を解雇することもできません。

## 1.7 紛争鉱物

ウエラ社は、直接的かまたはパートナーを介するかどうかに関わらず、紛争地域の武装グループに資金を供給する紛争鉱物を調達しないよう十分配慮することに努めています。

これには次の鉱物が含まれます。コロンバイト-タンタライト(コルタンとも呼ばれる)、錫石(キャッシュライト)、金、鉄マンガン重石、それらの派生物であるタンタル、錫またはタングステン、またはタンタル、錫またはタングステン由来の化合物(酸化錫など)。これらはドッド=フランク・ウォール街改革・消費者保護法(「ドッド・フランク法」)に従い、「紛争鉱物」と総称されています。

これらの鉱物のいずれかが、ウエラ社のために製造される製品や製品成分の機能または生産に必要で、かつ、原産国調査から、コンゴ民主共和国や周辺諸国(アンゴラ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、ルワンダ、南スーダン、タンザニア、ウガンダ、およびザンビアを含む)で産出されたことが判明した場合、パートナーは即刻ウエラ社に通知しなくてはなりません。

## 1.8 衛生および安全

	ウエラ社グローバルポリシーおよび手続	4/9ページ
	<b>ビジネスパートナー行動規範</b>	

パートナーは、該当する衛生と安全に関する法律、規則、規制および業界標準のすべてを遵守し、自社の労働者に安全で衛生的な労働環境が提供されるよう確保するため必要なすべての措置を講じなければなりません。これには以下が含まれます。

- 労働者全員が閲覧できる、衛生と安全に関する書面によるポリシーを導入する。
- 合理的に実行可能な範囲で、職場環境に内在する危険を最少化する。
- 労働者全員には、定期的な、記録された衛生と安全に関するトレーニングを提供する。
- 清潔なトイレ設備、飲用（飲料）水、および食品貯蔵用の清潔な設備を利用できるよう確保する。
- 宿泊施設（提供される場合）が清潔で安全であり、労働者の基本的ニーズを満たすよう確保する。

### 1.9 トレーニングと報告システム

パートナーは、ウエラ社のために業務を遂行する労働者に、本行動規範の要件について教育するため、合理的な措置を取らなければなりません。

パートナーは、また、労働者が安心して懸念を報告できる手段を含め、適用のある法令や本行動規範に違反する従業員の処遇を検知し、解決するシステムを実施しなければなりません。

## 2. 環境の保護

パートナーは、適用される環境保護関連の法律および規制（EU REACH 指令、カリフォルニア州プロポジション 65 を含みますが、これに限定されるものではありません）、および今後制定されることのある法律を遵守しなくてはなりません。

パートナーは、環境責任に対し積極的に取り組み、管理することで、その活動、製品、サービスが環境に及ぼす悪影響を予防、最少化、是正するために体系的に取り組むものとします。こうした影響には、以下の内容が含まれますが、これらに限定されません。

- 温室効果ガス排出（GHG）
- 大気汚染
- 水の利用
- 廃水管理
- 埋立廃棄物
- 森林破壊
- 生物多様性への影響

## 3. 合法的かつ倫理的なビジネス慣行

パートナーは、正直で誠実なビジネスを遂行し、最高基準のビジネス倫理を示さなくてはなりません。

### 3.1 賄賂および腐敗行為

	ウエラ社グローバルポリシーおよび手続	5/9ページ
	<b>ビジネスパートナー行動規範</b>	

パートナーが、政府職員、政治団体、民間部門の個人などを相手に、賄賂や腐敗行為（便宜を図ってもらうための支払いなど）に関与することは、その形態を問わず一切禁じられます。パートナーは、賄賂や腐敗行為を防止し、それを検出するための適切な内部統制を整備しなければなりません。

またパートナーは、金融詐欺、マネーロンダリング、脱税を禁止するすべての適用のある法令を遵守しなければなりません。

- こうした行為を防止するために、ウエラ社は、パートナーへの支払いを、サービスが履行される国、またはパートナー企業が設立された国における、契約パートナーを名義人とする銀行口座のみに送金します。

### 3.2 利益相反

ウエラ社の従業員とパートナーの間に、実際の利益相反または利益相反の可能性がある場合、速やかにウエラ社に書面で開示しなければなりません。さらにパートナーは、ウエラ社のいかなる従業員に対しても、資金提供、寄付、贈り物、または接待を提供してはなりません。これには、パートナーの身元確認、推薦、選定、契約、監督において役割を担うサプライチェーンの従業員も含まれます。

### 3.3 貿易取引制限の遵守

ウエラ社は、特定の国々、事業体、個人との事業取引を制限している、国内および国際的レベルで課される、さまざまな法律および規制に服しています。こうした法律および規制は、必ず遵守しなければなりません。パートナーは、ウエラ社に適用される貿易取引制限に反するような、いかなる契約または合意も締結しないよう確保しなければなりません。

### 3.4 公正な取引および独占禁止法の遵守

ウエラ社は、適用される独占禁止法や競争制限禁止法の規定に従い、積極的で自由な競争を推進するよう取り組んでいます。適用される法律および規制には、価格操作、ボイコット、略奪的価格設定、その他の不公正な競争など、取引を制限する合意や慣行を禁止する法律が含まれます。

ウエラ社は、そのパートナーにも同じ期待をします。禁止行為のいくつか例は、以下のとおりです。

- ウエラ社の価格設定やその他の競争上の機微事項について、ウエラ社の競合他社と話し合うこと。
- 他の会社と取引をしない合意すること。
- 顧客や市場、販売地域の分割または割り当てについて合意すること。
- 競争を制限する契約や合意、価格操作、市場割り当て、販売制限に関する合意を締結すること。

## 4. 秘密情報およびデータ保護

	ウエラ社グローバルポリシーおよび手続	6/9ページ
	<b>ビジネスパートナー行動規範</b>	

ウエラ社は、当社の従業員、パートナー、提携先、顧客および消費者などの個人情報、およびウエラ社がやり取りをする第三者の秘密情報を保護することに尽力しています。秘密情報には、たとえば、顧客リスト、製品情報、販売およびマーケティング計画、企業事業計画、およびその他の秘密または専有情報が含まれます。

#### 4.1 守秘義務

パートナーは、ウエラ社の情報の秘密を保護するよう期待されています。パートナーは、ウエラ社またはパートナーのその他の提携先、パートナー、消費者から提供された情報を、業界標準と適用のある法令に従って保護しなくてはなりません。

パートナーは、(i) 合法的かつ倫理的な方法でのみ情報(個人情報と秘密情報を含む)を取得しなければならず、(ii) 競争にかかわる情報を守秘し、第三者に開示してはなりません。

#### 4.2 データプライバシー

パートナーは、包括的なプライバシー遵守プログラムと、適切な技術統制および情報セキュリティ統制を維持することにより、プライバシーと情報セキュリティに関する適用のある法令や関連する規制上の要件を遵守しなければなりません。パートナーは、以下のとおり確保しなければなりません。

- 技術面、組織面で適切なセキュリティ対策を維持し、個人情報を偶発的、または不正な破壊もしくは損失、改ざん、不正な開示やアクセスから守ること。
- ウエラ社に代わり、合法的で公正な方法で、かつ合意した目的のみに基づいて個人情報を収集し処理すること。
- データ侵害があった場合は、速やかにウエラ社に通知すること。
- ウエラ社またはその従業員やパートナーの個人情報や秘密情報を売買したり、販売したり、または譲渡しないこと、また、かかる情報をウエラ社の明確な許可を得ずに自社の目的のために利用してはならないこと。

#### 5. 製品の安全性

ウエラ社の成功と消費者の健康と安心のために、ウエラ社の製品の安全性を確保することは、非常に重要です。

ウエラ社の製品は、つねに、最大の安全性と品質を念頭において製造されてきました。そのため、品質面で最も重要なのは製品の安全性です。パートナーは、以下のとおり確保するため、その役割を果たさなければなりません。

- パートナーの製品のコンポーネントおよびパッケージは、意図された目的どおりに使用された場合、ウエラ社の顧客および環境にとって安全であること。
- ウエラ社は、製品の安全性とラベリングに関連する適用のある法令規上のあらゆる要件を満たしていること。

#### 6. ウエラ社のビジネスパートナー行動規範の導入

	ウエラ社グローバルポリシーおよび手続	7/9ページ
	<b>ビジネスパートナー行動規範</b>	

## 6.1. 行動規範の遵守

パートナーは、この行動規範の遵守を確保するために、あらゆる合理的な措置を講じるよう期待されています。ウエラ社は、契約上の権利（これには、この行動規範の違反が生じた場合に契約を終了する権利が含まれますが、それに限定されるものではありません）を放棄することなく、パートナーが積極的な支援を要請する場合には、変化を起こすための効果的な行動をパートナーと協力して行うように努めます。

ウエラ社のビジネスパートナー行動規範は、ウエラ社サプライヤーポータル (<https://supplier.coty.com/wella-company>) に掲載されています。また、一般に、ウエラ社と書面による契約書の一部としてパートナーに提供されるほか、ウエラ社の取引条件にも付属しています。パートナーは、ウエラ社サプライヤーポータルにある最新版のこの行動規範を遵守する責任を負います。

不明な点についての質問は、[www.codefaq.com](http://www.codefaq.com) のリンクを通じて「行動規範に関する FAQ」を参照してください。

## 6.2 リスク評価および審査

ウエラ社は、事業を展開している国、製造業者、特に提供された製品やサービスの種類などのさまざまな要因に基づいて、パートナーのリスク評価を実施します。リスクが高いとみなされるパートナーは、コンプライアンス検証を行う優先順位が高くなります。

ウエラ社は、パートナーの種類とリスク要因に応じて、さまざまな検証方法を活用しており、特定のパートナーにはひとつ以上の方法が使われる可能性があります。検証プロセスの例には、ECOVADIS プラットフォームを使用する包括的 CSR 評価、SEDEX プラットフォームを使用する倫理監査、および公的記録の審査プロセスを使用するデューデリジェンス評価が含まれますが、これらに限定されません。検証は、ウエラ社へのサービス提供を開始する前、契約期間中、またはサービス範囲の更改や変更時に実施される可能性があります。審査への十分な協力がいない場合、契約と本行動規範への重大な違反とみなされます。

ECOVADIS 審査ツールを使用する場合、ウエラ社はパートナーに 100 点中 62 点以上のスコアを要求します。ECOVADIS の詳細は、<https://www.ecovadis.com/> を参照してください。

SEDEX プラットフォームを使用する場合、パートナーは、独立した検証プロセスを通じて、重要かつ重大な不適合を修正したことを示さなければなりません。SEDEX の詳細は、<https://www.sedexglobal.com/> を参照してください。

デューデリジェンス手続を経て特定されたレッドフラッグは、ウエラ社と取引を行う、またはウエラ社と仕事を継続する以前に、除去または軽減しなければなりません。

## 6.3 監査

	ウエラ社グローバルポリシーおよび手続	8/9ページ
	<b>ビジネスパートナー行動規範</b>	

ウエラ社は、パートナーが行動規範への遵守を含む契約条件を遵守しているか評価するため、事前通知の有無に関わらず、監査を実施する権利を留保します。またパートナーは、これに全面的に協力することが期待されています。必要な場合には、ウエラ社はパートナーの商業上の秘密情報や専有情報を尊重しながら、パートナーの協力のもとで万全の監査を実施します。

監査への十分な協力が得られない場合、契約と本行動規範への重大な違反とみなされます。

#### 6.4. 契約を終了する権利

パートナーが重大な行動規範違反を犯した場合、もしくは軽度の違反を繰り返した場合、またはパートナーが内部プロセスあるいは内部統制の関連情報を提供する意思がないか、かかる情報を一貫して提供できない場合には、ウエラ社は、パートナーに追加報酬を支払うことなく、パートナーとの関係および残存するサービスがあればそれらも終了する権利を留保します。違反が重大とみなされるか否かの審査は、ウエラ社のもつぱらの判断で行います。

契約を終了するか否かの検討はさまざまな要因に依拠して行われます。たとえば、パートナーが違反を積極的にウエラ社に報告したかどうか、違反の種類、違反の結果としてウエラ社に金銭的な被害を及ぼしたり、ウエラ社の評判を傷つけたりする可能性、そしてパートナーが今後同様の違反をしないように必要な変更を実施する意思を示しているかどうかなどが要因に含まれます。

最新版	現行版発効日	重要な変更点	変更の理由
1.0	2020年12月	n/a	新規

 WELLA COMPANY	ウエラ社グローバルポリシーおよび手続	9/9ページ
	<b>ビジネスパートナー行動規範</b>	

### 確認書書式

パートナーの授権された代表者として、私は、パートナーに代わり、ここに、ウエラ社のビジネスパートナー行動規範の写しを受領し、読了した旨承認します。私は、この行動規範に基づくパートナーの義務を理解し、パートナーもこれを理解し、承諾します。

本確認書に署名することで、私は、また、ウエラ社が、ウエラ社自ら、または授権した独立第三者により、パートナーによる契約、行動規範および適用のある法令の遵守を評価するために、検証プロセスおよび監査を開始する可能性があることを、パートナーを代表して承認します。

会社名：

氏名：

役職名：

ウエラ社の主担当者名：

日付：

署名：

社印：